

新たな「海洋立国」の実現に向けて

排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に
関する法制の整備についての提言

平成23年6月

海 洋 政 策 研 究 財 団

排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備についての提言

国連海洋法条約の発効により、一定の海域については沿岸国が分担して管理する新しい国際秩序への転換が図られ、我が国は国土の 10 倍以上に及ぶ広大な排他的経済水域及び大陸棚（以下「排他的経済水域等」という。）を管轄することとなった。

しかしながら、現行の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」は、排他的経済水域等を設定し、そこに陸上において適用されることを前提とした我が国の法令を適用することを定めているのみである。

これでは、排他的経済水域等において具体的にどのような法令がどのように適用されるのかについては不明確であり、排他的経済水域等において開発行為や構築物の設置等を行う際に必要な手続についても明らかになっていない。さらには、排他的経済水域等においてどのような開発、利用が行われているのかについてさえも、国において一元的に把握する体制になっておらず、空間としての最適・合理的な開発、利用、保全等を確保する仕組みができていない。

また、例えば、外国による海洋の科学的調査の取扱いについては、国連海洋法条約により我が国は沿岸国による管轄権の行使として、その規制等を行うことができ、これに関する規則等を定めることとされているが、我が国は関連する法令の制定等の対応は行っていない。我が国としては、国連海洋法条約に基づく権利の行使及び責務の履行のために不可欠な国内法の整備を行っていない部分があれば、すみやかに関連する法制の整備を行う必要がある。

さらに、このように国の管理が十分に及んでいないことは、排他的経済水域等の実効支配に空隙を生じ、このことが何らかの形で国益を損なうことにつながる恐れもないとはいえない。

このように、現行の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」では、排他的経済水域等の戦略的な管理を行っていくには極めて不十分である。

そこで海洋政策研究財団では、海洋基本法成立後すみやかに、有識者による「総合的海洋政策研究委員会」を設置し、排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制整備のあり方についての研究に取り組み、4 年間にわたる審議を経て、その研究成果として、「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する法制」（骨子案）をとりまとめた。

本骨子案に基づいて、排他的経済水域等の総合的な管理に関する新たな法制の整備をすみやかに行うことを、国政を預かる方々、政府関係機関その他関係者に提言する。

「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する法制」（骨子案）

1 法律の目的

この法律は、海洋基本法の基本理念に則り、我が国が国連海洋法条約に基づき、排他的経済水域及び大陸棚（以下、「排他的経済水域等」という。）における主権的権利の行使及び義務の履行を適切に行い、総合的かつ計画的な排他的経済水域等の開発、利用、保全等（以下、「排他的経済水域等の管理」という。）を図るための基本理念を定め、並びにそのために必要な措置を講ずることにより、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、海洋の積極的な開発及び利用を促進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、人類と海洋の共生に貢献することを目的とする。

2 排他的経済水域等の開発、利用、保全等に関する基本理念

我が国の排他的経済水域等の管理は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （１）我が国が積極的な排他的経済水域等の管理を通じ、国連海洋法条約に基づく沿岸国としての権利の行使・義務の履行を適切に行い、国際社会の一員として海洋の管理において求められる役割を果たすこと。
- （２）我が国の排他的経済水域等の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、かつ、全体として対処する必要があることから、関係行政機関が連携して総合的かつ一体的に行うこと。
- （３）我が国の排他的経済水域等における自然環境、生物の生息状況、開発、利用等の状況などの現状を的確に把握し、海域ごとの特性に応じた開発、利用、保全等を適切に行うこと。
- （４）排他的経済水域等の開発、利用に当たっては、陸域と異なる海洋の特性を踏まえ、海洋環境の保全との調和を図るために必要な措置を十分に講じること。
- （５）排他的経済水域等の管理を適切に行うため、科学的調査を推進するとともに、外国による科学的調査については、科学的知見を広く共有する観点から、国連海洋法条約に基づき、国際的協調の下にその推進を図られること。
- （６）海洋の平和的な開発、利用に関する国際協力を推進するとともに、我が国の排他的経済水域等の画定等海洋に関する国際問題については、国連海洋法条約に基づき平和的に解決を図ること。

3 排他的経済水域等の管理における国の役割

- （１）排他的経済水域等の管理は、原則として国において行う。

- (2) ただし、この法律の施行の際現に地方公共団体が行っている排他的経済水域等の管理に関する事務については、国と関係地方公共団体が協議してその取扱いについて定める。

4 排他的経済水域等に関する調査の推進及び情報の一元的管理

- (1) 国は、排他的経済水域等の管理に関する施策を適切に策定し、及び実施するため、地方公共団体との適切な役割分担及び諸外国との協調の下に、排他的経済水域等の地形、海象等の把握及び開発、利用、保全等の状況の把握その他排他的経済水域等に関する施策の策定及び実施に必要な調査の実施並びにそのために必要な監視、観測、測定等の体制の整備を行う。
- (2) 国は、排他的経済水域等の開発、利用に関する施策の策定及び実施に資するための情報の一元的な管理、排他的経済水域等における事業者その他の者の活動に資するための情報の提供並びにそのために必要な体制の整備を行う。

5 基本方針の策定

- (1) 国は、排他的経済水域等の管理に関する施策の指針として、「排他的経済水域等の管理に関する基本方針（基本方針）」を策定する。
- (2) 基本方針には、排他的経済水域等の管理に関する基本的な方針、目標及び基本的な施策について定める。
- (3) 主務大臣は、関係行政機関と協議して基本方針の案を作成する。基本方針は、閣議で決定する。

6 海域計画の策定

- (1) 国は、我が国の排他的経済水域等において、その特性に応じ区分した海域ごとの「排他的経済水域等総合管理計画（海域計画）」を策定する。
- (2) 海域計画においては、それぞれの海域における排他的経済水域等の開発等に関する基本方針、目標及び主要な施策について定める。
- (3) 主務大臣は、関係行政機関と協議して海域計画を決定する。

7 特別海域の指定及び特別海域計画の策定

- (1) 排他的経済水域等のうち一部の海域において、特に開発、利用、保全等に関する調整を行うことが必要であると認められる場合には、主務大臣は、特別海域として指定することができる。
- (2) 主務大臣は、特別海域において、特別海域計画を定める。
- (3) 特別海域計画には、次の事項を定めることができる。

①当該海域の範囲

- ②当該海域の開発、利用、保全等の方針
 - ③当該海域における地区の区分
 - ④区分された地区ごとの開発、利用、保全等に関する施策の内容
- (4) 主務大臣は、特別海域を指定し、又は、特別海域計画を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- (5) 特別海域において特別海域計画が定められている場合には、関係行政機関の施策は、当該計画の内容を踏まえるものとする。

8 開発行為等の取扱い

- (1) 排他的経済水域等において以下の行為を行う場合には、別に法令に定めるところにより、各法令を所管する大臣（所管大臣）の許可等の処分を受けなければならない。
- ①エネルギー・鉱物資源の開発など、排他的経済水域等の中の一定の広がりを持った海洋空間において、地形、生態系等の改変等をもたらす行為（開発行為）
 - ②排他的経済水域等の中の特定の地点における人工島、施設及び構築物の設置、運用など（海洋構築物の設置等）
 - ③その他海洋環境に影響を及ぼす恐れがある一定の行為（例：海洋の肥沃化、深層水の汲み上げ等）
- (2) 所管大臣は、上記の許可等の処分をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。
- (3) 主務大臣は、所管大臣による許可等の処分に対し、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣その他関係行政機関の長に協議の上、必要な意見を述べることができる。
- (4) 特別海域（7参照）において特別海域計画が定められている場合には、所管大臣は、当該海域における上記の許可については、当該計画の内容を踏まえるものとする。

9 海洋の科学的調査の取扱い

- (1) 排他的経済水域等において外国船舶が海洋の科学的調査を行う場合には、主務大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 主務大臣は、上記の許可については、我が国と外国との間で調査によって得られる科学的知見の共有が適切に行われるよう配慮して行う。
- (3) 主務大臣は、上記の許可を行う場合、我が国と外国との間で調査によって得られる科学的知見の共有が適切に行われることを確保する観点から、必要な条件を付することができる。

- (4) 主務大臣は、上記の許可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

10 海洋環境保全への配慮

- (1) 国は、排他的経済水域等において開発行為等を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる。
- (2) 国は、排他的経済水域等の開発及び利用に際し、予防的な取組方法、順応的な取組方法及び生態系に基づく管理を旨とし、かつ、生物多様性の保全を含めた海洋環境保全が適切に図られるよう、必要な措置を講ずる。

総合的海洋政策研究委員会

委 員 長	栗林 忠男	海洋政策研究財団 特別顧問 慶応義塾大学名誉教授
	赤塚 宏一	社団法人日本船長協会 副会長
委 員	秋山 昌廣	海洋政策研究財団 会長
	磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻 教授
	來生 新	放送大学 社会と産業コース 教授
	北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授
	小池 勲夫	琉球大学 監事
	白山 義久	京都大学フィールド科学教育研究センター センター長
	末永 芳美	東京海洋大学先端科学技術研究センター 教授
	平 朝彦	独立行政法人海洋研究開発機構 理事
	寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
	徳山 英一	東京大学大気海洋研究所 教授
	中原 裕幸	社団法人 海洋産業研究会 常務理事
	林 司宣	海洋政策研究財団 特別研究員 早稲田大学名誉教授
	廣瀬 肇	広島文化学園大学社会情報学部 教授
	福代 康夫	東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授
	山形 俊男	東京大学大学院理学系研究科 地球惑星科学専攻 教授

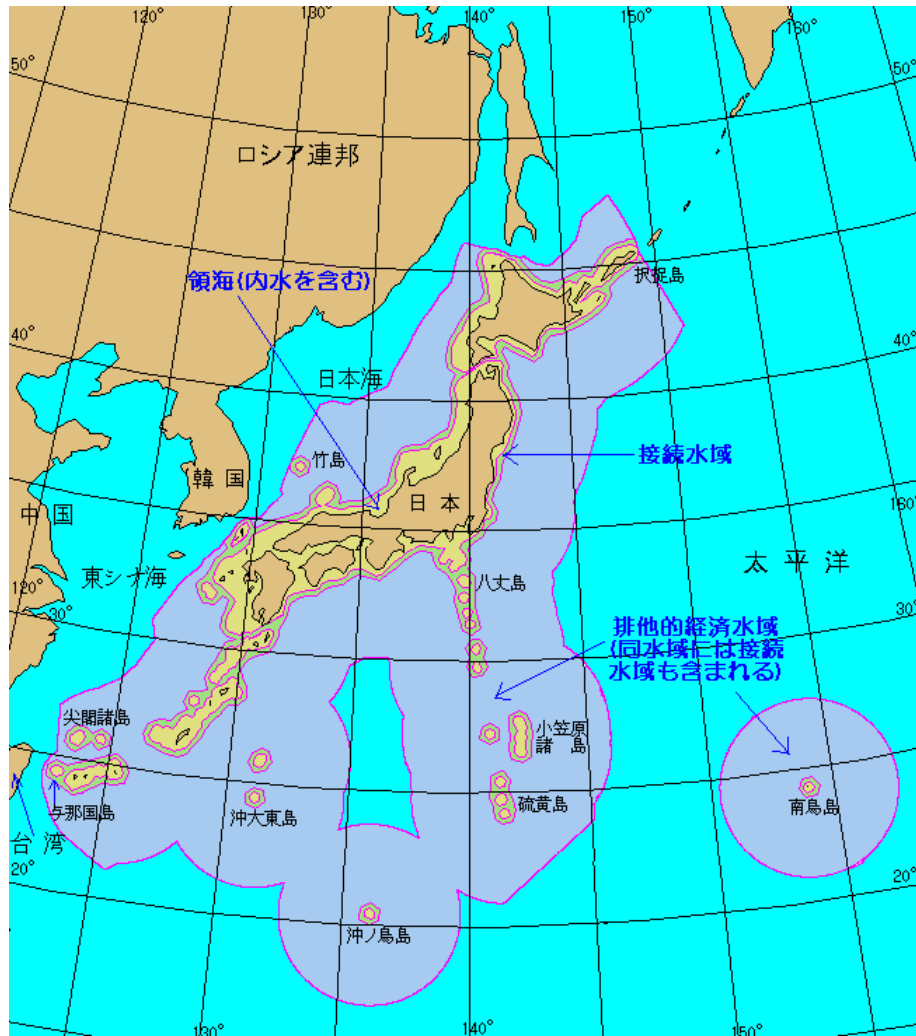
法制ワーキンググループ

座 長	栗林忠男	海洋政策研究財団 特別顧問 慶応義塾大学名誉教授
	來生 新	放送大学 社会と産業コース 教授
主 査	及川敬貴	横浜国立大学大学院 環境情報研究院環境情報学府 准教授
	北村喜宣	上智大学法科大学院 教授
委 員	寺島紘士	海洋政策研究財団 常務理事
	中原裕幸	社団法人海洋産業研究会 常務理事

※いずれも肩書は平成 23 年 3 月末時点のもの

我が国の領海、排他的経済水域等

(海上保安庁ウェブサイトより)



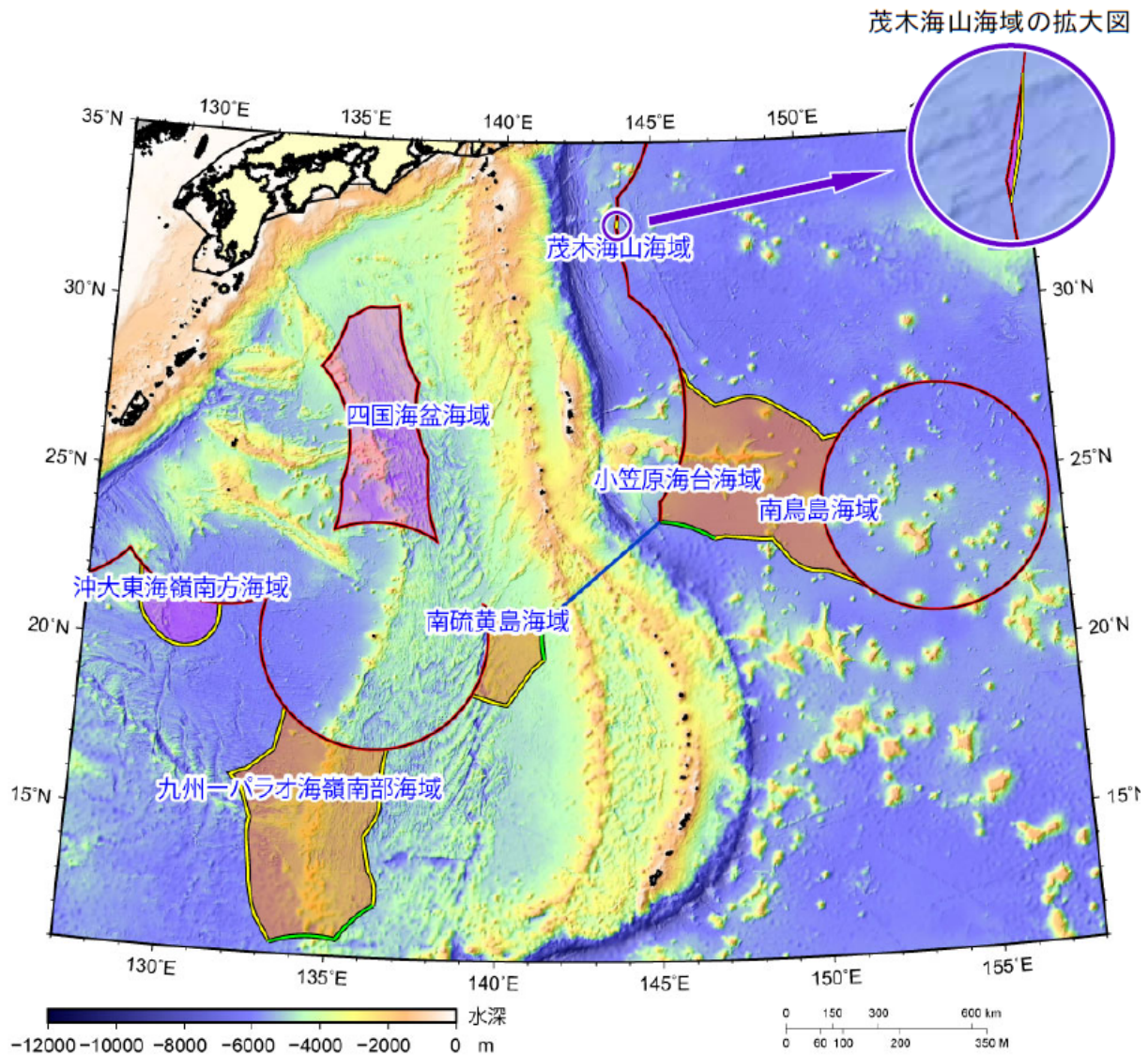
国土面積	約 38 万 km ²
領海 (含：内水)	約 43 万 km ²
排他的経済水域	約 405 万 km ²
領海 (含：内水) + 排他的経済水域	約 447 万 km ²

世界の管轄海域面積ランキング

順位	国名	面積 (万 km ²)
1	アメリカ	762
2	オーストラリア	701
3	インドネシア	541
4	ニュージーランド	483
5	カナダ	470
6	日本	447
7	(旧ソ連)	(449)
8	ブラジル	317
9	メキシコ	285

日本以外は 1972 年の米務省資料「Limits in the Sea-Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States」(全訳「海洋産業研究資料」通巻第 59 号、1975)に基づくデータ。旧ソ連については、その後独立したバルト海・黒海・カスピ海に面している共和国分が含まれているほか、米務省データにはロシアの実効支配を理由に日本領土である北方四島の周辺海域分も含まれている。したがって、現ロシアの管轄海域面積は日本よりも小さくなると判断した。なお、日本の管轄海域面積は、「長井俊夫 (1996)、新しい領海関係法と水路部のかかわり (水路、99、2・14)」による。

EEZ を超える大陸棚の限界に関する我が国の申請概略図



— 日本の200海里線	 日本の200海里を超える大陸棚の範囲 (相対国の大陸棚と重複の可能性なし)
— 他国の200海里線	
— 日本と他国との等距離中間線	
— 大陸棚の限界	 日本の200海里を超える大陸棚の範囲 (相対国の大陸棚と重複の可能性あり)

(総合海洋政策本部資料)



この提言書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

海洋政策研究財団（財団法人シップ・アント・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル

TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033

<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp